

都城市文化財調査報告書 第109集

国指定史跡

Ooshimahatakeda Site

大島畠田遺跡

- 確認調査報告書 -

2013年3月

宮崎県都城市教育委員会

序 文

大島畠田遺跡は、宮崎県埋蔵文化財センターが平成 11 年に圃場整備事業に伴って発掘調査を行いました。このときの調査で平安時代の大型建物跡や池状遺構および門跡などが発見され、全国的に見ても稀少な地方有力者の居宅跡の全容が明らかとなり、平成 14 年 3 月に国の史跡に指定されました。現在、都城市ではこの史跡の保存整備計画案を策定中ありますが、計画の検討作業と並行しながら、平成 23 年度と 24 年度の 2 カ年にわたりて史跡の内容確認調査を実施しました。その成果を記載した本書がこの遺跡の調査研究だけでなく、遺跡の保存整備と活用に多少なりとも貢献できれば幸いです。

最後になりましたが、調査に際し御指導いただいた文化庁をはじめ、考古学・古代史専門の諸先生方、発掘調査に従事いただいた作業員の方々には衷心より感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

都城市教育委員会 教育長 酒匂 順以

例 言

1. 本書は平成 23・24 年度に国・県の補助を受けて都城市教育委員会が実施した国指定史跡大島畠田遺跡の内容確認調査の報告書である。
2. 遺跡の現況測量は、株式会社平和総合技研に委託した。
3. 確認調査の遺構実測は、都城市教育委員会文化財課の桑畠光博と下田代清海が行い、製図は下田代が行った。また、本書掲載の遺構平面図（大型建物跡・池状遺構・門跡の掘方下端線含む）は、宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第 178 集『国指定史跡大島畠田遺跡』（2008 年）の掲載図面をトレースして使用した。
4. 確認調査の空中写真は、株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託した。
5. 確認調査による試料の自然科学分析は、株式会社古環境研究所に委託した。
6. 本書で使用したレベルは海拔絶対高であり、基準方位は座標北である。使用した座標数値は国土座標（世界測地系）に基づいている。
7. 確認調査に際し、奈良大学坂井秀弥教授・文化庁水ノ江和同主任調査官より現地において指導を受けた。また、大型建物跡については、写真・図面にもとづいて奈良文化財研究所の箱崎和久室長よりコメントをいただいた。
8. 確認調査の出土遺物、記録類は都城市文化財課に保管している。

目 次

第1章 はじめに	1
1 調査に至る経緯	1
2 調査の組織	2
第2章 遺跡の位置と環境	2
第3章 これまでの調査結果の概要	5
1 本発掘調査	5
2 範囲確認調査	8
第4章 確認調査の記録	9
1 平成 23 年度の確認調査	9
2 平成 24 年度の確認調査	14
3 確認調査の出土遺物	21
第5章 自然科学分析	21

※表紙バック写真是、大島畠田遺跡遠景（南東上空から）

第1章 はじめに

1 調査に至る経緯

大島畠田遺跡は、緑資源公团（旧農用地整備公团）による農用地整備事業予定地において実施された宮崎県教育委員会の試掘調査（平成6年12月～平成7年1月）によって、その存在が確認され、平成11年1月から緑資源公团（旧農用地整備公团）による農用地整備事業に伴う圃場整備事業に先立って宮崎県埋蔵文化財センターが記録保存のための発掘調査を開始した。調査を進めるにつれて、平安時代の大型建物跡・池状構造・門跡など予想していなかった重要な遺構が次々と発見され、当該期の居宅跡の全容が把握できる貴重な遺跡として保存が図られることになった。その後の平成12年4月に都城市教育委員会によって範例確認調査が行われ、平成14年3月19日に国指定史跡となり、平成16年2月27日に追加指定を受けた。平成14年度以降は都城市教育委員会によって主に草刈りなどの維持管理が行われ、史跡の整備に関しては平成15年2月に説明版2基が設置されていたのみであったが、その後史跡の保存整備計画が検討されることとなり、平成21年度は、大雨時の冠水状況調査と地下水位の観測を行い整備に向けての基礎データを収集し、平成22年度から保存整備の基本構想が練られることとなった。その中で文化庁の指導を受けながら、平成23年度には、史跡全体の微地形復元（平安時代当時の地形と景観）と各地形面の地層の対比を行うことを目的として、また、平成24年度には、調査後10年以上を経過して、居宅跡の中核をなす大型建物跡と池状構造等の保存状態に変化が生じていないか確認し、これらの主要遺構の遺構配置や内容を再度把握することを目的として確認調査を行うこととなった。

2 調査の組織

確認調査の組織は以下のとおりである。

- ・調査主体者 宮崎県都城市教育委員会
- ・調査責任者 教育長 酒匂醜以
- ・調査事務局 教育部長 日高裕文（平成23年度）・池田文明（平成24年度）
　　文化財課長 坂元昭夫（平成23年度）・新宮高弘（平成24年度）
　　文化財副課長 山下進一郎（平成23年度）・松下述之（平成24年度）
- ・調査担当者 文化財課主幹 桑畠光博
　　文化財課嘱託 下田代清海
- ・発掘作業従事者 川野利弘、前口芳子、池田健一、三田慶子、関 福一、中原忠珍、津曲節子、小山田福子、奥利治、武石重利、今村ミツ子、馬籠恵子、高橋露子、森山タツ子、竹中美代子、東 春雄、広畑雄二、抜迫清美、大盛佑子、上西政實、木上 保
- ・整理作業従事者 奥 登根子、山下美香、園田孝子

第2章 遺跡の位置と環境

1 地形的環境

大島畠田遺跡が所在する都城市は、九州東南部、宮崎県の南西部に位置し、都城盆地のほぼ中央部を占める（第1図）。都城盆地は大淀川上流域に位置し、東経 $130^{\circ} 49'$ ～ $130^{\circ} 01'$ 、北緯 $31^{\circ} 43'$ ～ $31^{\circ} 43'$ の南北約40km、東西約38kmの範囲にある。盆地の東側は四十万累層群を基盤とする鶴塚山地、盆地の西側及び北側は山地・丘陵、盆地の北西側は霧島火山群によって囲まれている。盆地西南方は東西にみられるような山地ではなく、緩やかに南方に向かって高度を増すシラス台地が広がっている。盆地の中央を南から北に向かって大淀川が流れているが、盆地の地形はこの大淀川を境に東西で大きく異なる。すなわち盆地西側には標高150～180mのシラス台地が広く展開し、盆地東側には鶴塚山地より流出する支流河川によって形成された扇状地性の低位段丘が展開しておりシラス台地は限られた分布を示している。

大島畠田遺跡は、大淀川とその支流である庄内川との合流地点に形成された沖積地に立地し、西側に広がる大淀川氾濫原とは約1.5mの比高差を測る(第3図)。地形区分上は、花木川と沖水川に挟まれたいわゆる高木原扇状地の西端、北側と南側の段丘化した開析扇状地の微高地に挟まれた凹部にあたる沖積低地面上、いわゆる氾濫原面に位置している。遺跡周辺の現況は、昭和初期の基盤整備により遺物包含層及び構造上部が削平され平坦な水田景観を呈するが、実際は北側の集落から緩やかに南に傾斜した微高地の南縁辺部に遺跡は位置している。当該史跡内の南側には、浅い谷地形があり、約7mの崖を挟んでその上の河岸段丘上には、現在、金田児童公園・畑地・住宅地がある。昭和22年の米軍の空中写真をみると遺跡西側には南北方向の蛇行する旧河道の痕跡が認められており、当遺跡は、氾濫原の中、大淀川に面した僅かに高く、霧島山を一望できる景観に優れた箇所を選んで形成されていたとみられる。

遺跡一帯の表層地質は、現河道とその両側にひろがる低地を構成する砂礫層からなる、いわゆる現河床堆積物を主体としており、一般に薄い(厚さ10m以下)堆積物で、基本的にこれは霧島御池軽石以前のテフラの堆積をみないが、部分的に霧島御池軽石の二次堆積物を挟みこんでいる場合がある。また、微地形区分による浅い谷やくぼ地内に中世以降の霧島火山群や板木火山起源のテフラが確認される。土壌は、河川流域や山麓扇状地などの平野部に分布している、非固結堆積岩を母材とする灰色低地土壌を基本とする。土性は砂壤土～壤土で、軽石や円礫がみられる。

2 歴史的環境

大島畠田遺跡が所在する都城市域は、古代においては日向国の西南端を占める諸県郡に属していた。また、日向国府と大隅国府をつなぐ官道のルート上にあったと推定され、延長5年(927)に集成された『延喜式』によれば、「島津駅」が設置されていたようである。11世紀代には平季基(大宰大監)によって、当市域を中心に「島津莊」が開かれ、鎌倉時代初頭、文治元年(1185)には島津氏初代の惟宗忠久が同姓の下司職となる。南北朝期以降は、当地の支配権をめぐって、室町政権の動向ともからみながら、相良氏・肝付氏・島津氏(北郷氏)・柳山氏・北原氏・伊東氏などを行ひ、在地の村落領主層を含めた激しい勢力抗争が繰り広げられる。このような状況は北郷氏によって都城盆地のほぼ全域の政治的統一がなされる16世紀中頃まで継続する。さらに、慶長4年(1599)には島津氏とその重臣の伊集院氏との対立に端を発した近世初頭の南九州最大の合戦である庄内の乱の舞台となつた。

大島畠田遺跡が所在する冲水地区内の近隣の遺跡(第2図)としては、大島畠田遺跡の南側、比高差7mの舌状を呈する河岸段丘の縁辺部で公園整備事業に伴い平成3年に発掘調査された宮ノ下遺跡(現在の金田児童公園)において弥生時代中期の堅穴住居跡が検出されたほか、8世紀後半以降の須恵器・土師器が出土したが、調査範囲が狭小であったため、後者の時期の建物跡等の遺構は確認されなかった。大島畠田遺跡から北東に3km、宮崎自動車道都城インターチェンジの西側にある高木町の並木添遺跡では、平安時代の道路状遺構が検出され、調査範囲だけで総延長約420mにわたってほぼ直線的にのびることから、広域かつ計画的につくられた道であると考えられる。道路状遺構の周辺からは石製道具(石帶)が出土している。

なお大島畠田遺跡の東南方約400mのところにある林田神社(金田町1985所在)は、創建年代は不明であるが、『庄内地理志』によれば、熊野三社林田権現と言わし、絆藤氏が京都より歓請し、同氏が代々司役を勤めたと言い伝えられている。



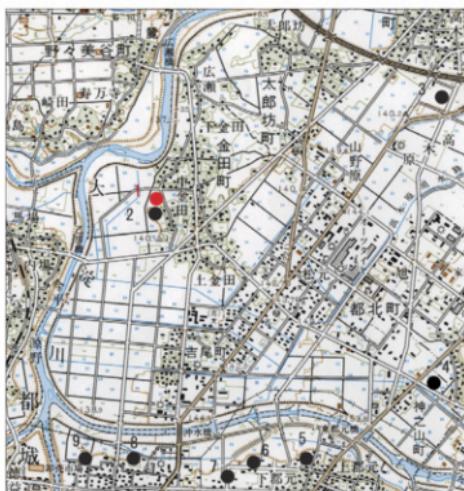
宮ノ下遺跡の弥生時代堅穴住居跡



並木添遺跡の平安時代道路状遺構(南側上空から)



第1図 遺跡位置図



第2図 遺跡分布図 (縮尺 1/50,000)



第3図 遺跡周辺地形図 (縮尺 1/10,000)

※ b・d・e は平成11年本発掘調査時の基準杭

※T8~T14 は測量基準杭



第4図 大島畠田遺跡発掘調査平面図

第3章 これまでの調査結果の概要

1 本発掘調査

本発掘調査は、平成6～7年の宮崎県文化課による試掘調査で遺跡の存在が確認されたことを受けて実施された宮崎県埋蔵文化財センターによる確認調査（平成10年12月7～11日）の結果と照らし合わせて、農用地総合整備事業によって影響を受ける部分について記録保存のための発掘調査を宮崎県埋蔵文化財センターが主体となって実施した。調査期間は、平成11年1月13日～11月9日であり、調査面積は約10000m²におよぶ。調査地は沖積低地の微高地上で、土質も粘土質シルトを基本とするため、水ぬけが悪く排水に苦慮する調査であった。平安時代の居宅跡は、微高地上の最高位付近に営まれ、北側については不明であるが、東側は自然地形のくぼ地、南側は区画溝や門・柵列などの区画施設が存在することが確認された。西側は削平によって不明であるが、南北約65m、東西約60m+αの規模が推定されている。建物群は南側の区画施設に併行あるいは直行するように配置される。

昭和初期の耕地整理事業によって、遺物包含層及び構造上部土まで削平されていたが、平安時代のものを中心として、古代～中世の遺構が数多く確認された。把握した遺構は、大型建物跡を含む掘立柱建物跡35棟、土坑25基、溝状遺構約37条、池状遺構1基、区画施設としての区画溝1条、柵列2基、門跡1基のほか、道状遺構1条や性格不明な土坑などがある。

出土遺物は、池状遺構及びくぼ地内堆積物中から大半が出土し、溝状遺構や掘立柱建物跡の柱穴からも出土している。主なる平安時代の遺物は、土器類・須恵器・黒色土器・陶磁器があり、陶磁器には、国産の綠釉陶器（京都産と防長産）、東海系の灰釉陶器、貿易陶磁器の越州窯系青磁・白磁などがある。その他、鉄製品（刀子・鉄鎌・鉋・鍬）と金属滓やふいご羽口など金属加工関連遺物も出土している。土器器坏など供膳用の遺物が多量に発見されており、国産施釉陶器と貿易陶磁器などもこの地域では群を抜いた出土量を誇る。このような出土遺物のあり方からも、9世紀後半から律令体制の変質に伴い、地方で台頭してくる在地豪族などの有力者の邸宅跡としてとらえられる。

大型建物跡（SB1）は、掘立柱建物跡群の最北端の最高部に位置し、四面庇の外側にさらに縁あるいは軒先の柱と推定される小柱穴が配置されている。身舎部分の柱穴は、柱の周囲を突き固めた状況も明確で、底面は自然礫層まで掘り込み、建物の重量を支える役割をもたせていたと考えられている。

掘立柱建物跡は、34棟（大型建物は除く）を確認し、重複関係や主軸によりおよそ四つに分類できる。これらの建物群は出土遺物から9世紀後半から10世紀前半及び12世紀前後の二時期に分かれ、特に前者の建物群については、区画溝や東側のくぼ地に囲まれた屋敷地のみに分布し、池状遺構より北に位置する建物は基本的に南北を、池状遺構より南の建物は区画施設と平行の東西方向を示す。建物柱穴は絶50cmと同時期の他の遺跡の建物跡よりも大きく、柱痕跡（20cm前後）も明顯である。

池状遺構は大型建物跡（SB1）の南側に位置し、複数の溝と重なり合っている状態で検出された。人工的に造られた素掘りのもので、形態としては、不定形の構を周囲に掘りめぐらし、中央に地山を残し中島を形成している。名称を池状遺構としているが、遺構内堆積土の自然科学分析の結果をみると、當時水が満たされていた状態ではなかったようである。池状遺構埋没後、中島部を残して北側が開いた「コ」の字状の区画溝が設けられると報告されているが、平成24年度の確認調査ではその確認は得られなかった。中島内部に大型建物跡の柱穴と同規模の柱穴からなる1間×1間の建物（SB35）が設けられ、高床で信仰の対象であったのではないかと想定されている。池状遺構から出土した遺物は、供膳用の土器器坏類が最も多く、黒色土器・須恵器・綠釉陶器・越州窯系青磁・灰釉陶器・白磁・焼塩壺（布痕土器）・鉄製品・土鍤があるものの木簡や仮具など祭祀的な遺物はみられなかった。しかしながら、「泉」と書かれた墨書き土器が出土しており、湧水など水との関連が推察されている。

区画施設としては、屋敷地の南側を区画する遺構として、区画溝とそれに付随する四脚門や柵列が設けられる。区画溝や門が同時期で柵列はそれより新しいと考えられる。門の位置から南の出入口は屋敷の南東隅に設けられていてとされる。東側は自然のくぼ地を利用し、西側はより西方へとは広がらず、大淀川の氾濫原となるため、溝あるいは柵列が作られていた可能性が指摘されている。一方屋敷の北側では明確な遺構が検出されなかつたが、今後周辺域の確認調査で解決すべき課題とされている。



平安時代居宅跡全景（北側上空から）

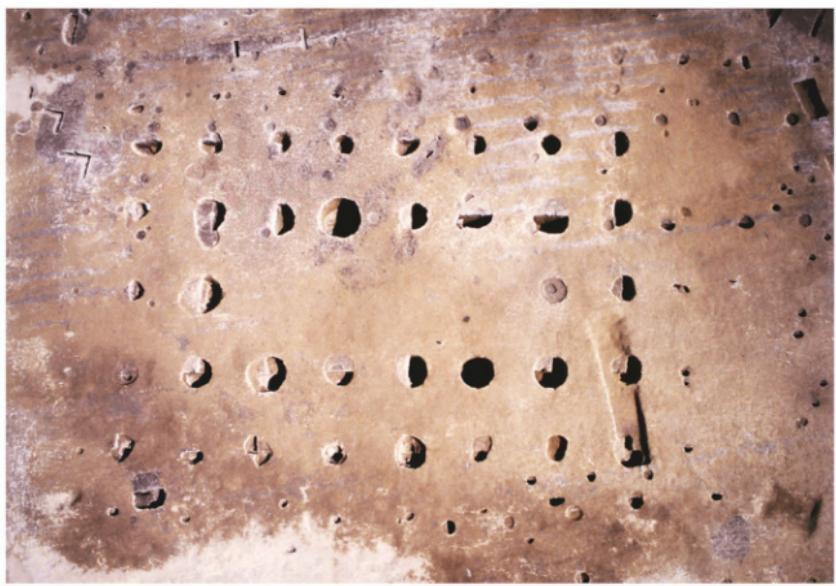


平安時代居宅跡全景（真上から）

画面上が北



平安時代居宅跡主要遺構群（西側上空から）



大型建物跡（真上から）

画面上が東

2 範囲確認調査

前節の農用地総合整備事業に伴う発掘調査が平成 11 年 11 月 9 日に終了した後、今後の保存と国史跡指定に向けて都城市教育委員会文化課が平成 12 年 4 月 27 日～ 6 月 7 日にかけて、遺跡の範囲確認調査を実施した。

調査は本発掘調査区域の周辺部と南側の水田地帯に $1\text{m} \times 10\text{m}$ を基本として 22 ヶ所のトレンチを設定した。その結果、居宅跡を構成する主要遺構の分布範囲は本発掘調査区域を大きくはみ出るものではないこと、一方で、本発掘調査区域外の周辺部においても散発的な平安時代のピットなどの遺構が存在していることもわかった（8 Tr・12 Tr）。また、本発掘調査区域東側、すなわち居宅跡の東側のくぼ地が幅を狭めながらより東へとのびることも判明した。さらに、9・10 Tr では、平安時代居宅跡の遺構構築面の基盤となる粘土・シルト・砂層上面が南側へと段落ちする状況が確認され、現在は削平を受けているが、居宅が営まれた地点はもともとの微高地上であったことを再確認することができると同時に、その南側の現在の湾曲した河岸段丘崖のラインに沿って認められる弧状の浅い谷が埋没旧河道を示す地形であることが明確となり、この地形が明治時代のものと推定される旧字図の地割りと重なっていることも指摘されている。植物珪酸体分析の結果、この浅い谷では、桜島文明軽石を鍵層として、15 世紀後半以前に稻作が営まれていたことが推定されている。報告者は平安時代の居宅が機能していた時期にもこの浅い谷で水田が営まれていたと推定しているが、プラント・オバール分析結果を詳細に検討すると、9 Trにおいてイネが検出される層準は 9 世紀後半～10 世紀前半の遺物包含層よりも明らかに上位であり、少なくとも平安時代の居宅が営まれていた時期は、洪水・氾濫の影響を受けていた堆積環境であった可能性が高く、この谷の埋積が進んだ後に水田化されたと推定される。



1 Tr くぼ地土層断面



10Tr 段落ち部分土層断面



9 Tr 南側落ち込み土層断面



9 Tr 南側最下部遺物出土状況

第4章 確認調査の記録

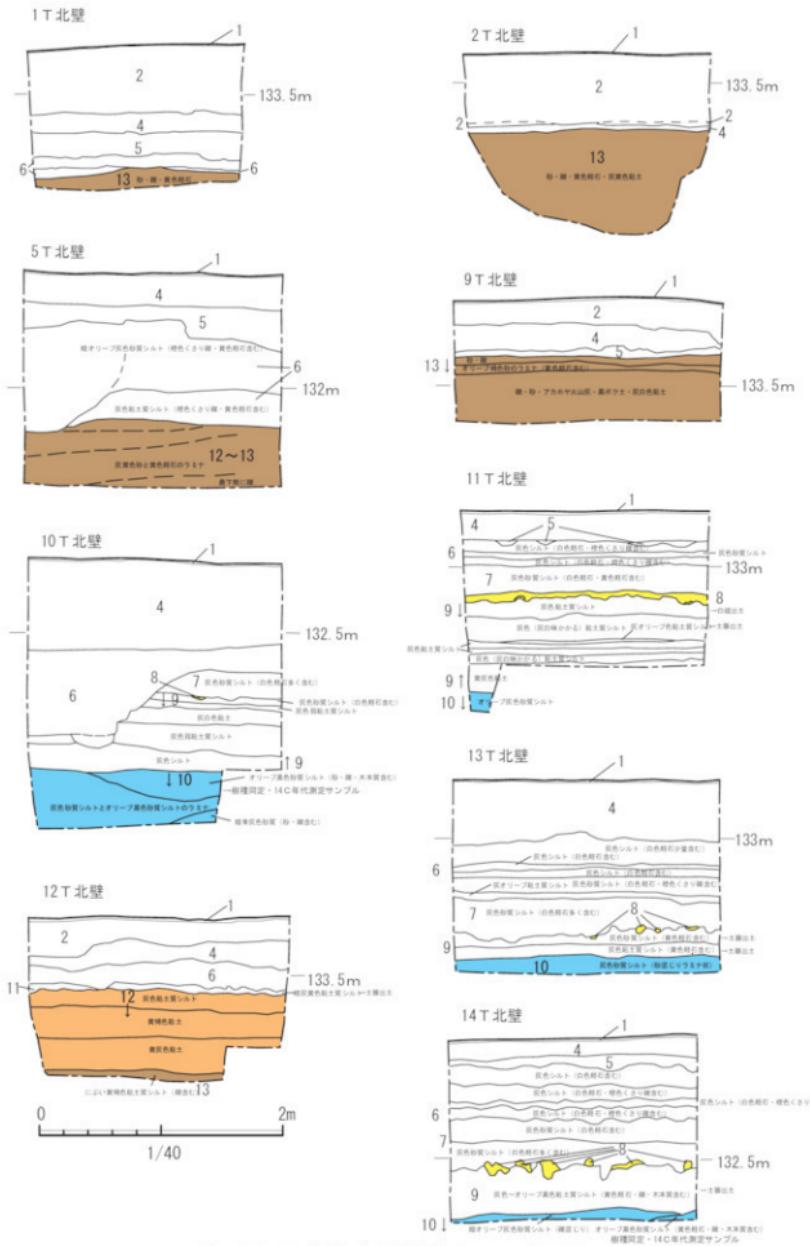
1 平成23年度の確認調査

平成23年度の調査は、平成23年10月11日～10月26日に都城市教育委員会文化財課が実施した。この調査の目的は、本発掘調査埋め戻し後の遺構の保存状態の確認に加え、これまでの調査では遺跡全体の基本土層と微地形復元などに不明な点が残されていたので、平安時代当時の地形と景観と各微地形面の地層の対比を行うことが主眼であった。遺跡全域に15ヶ所のトレーナー（2m×2m）を設定して、表土を重機で剥ぎ取ったのち、人力にて掘り下げた。本発掘調査区域内に設けた、2・3・6・7・8・15Tでは、遺構の検出されていない2Tを除くと、厚さ10～20cmのシラスが被覆され、その上に調査時の堆土が埋め戻されて、遺構は良好に保存されていた。15Tでは大型建物跡（SB1）のP16を、7Tでは掘立柱建物跡S B16のP10とP11を、6Tでは居宅跡南側の溝状遺構SE2の一部を確認した。なお、8Tでは、本発掘調査前に把握できていなかった溝状遺構と思われる遺構を確認しており、一部を断ち切って断面観察を行った。

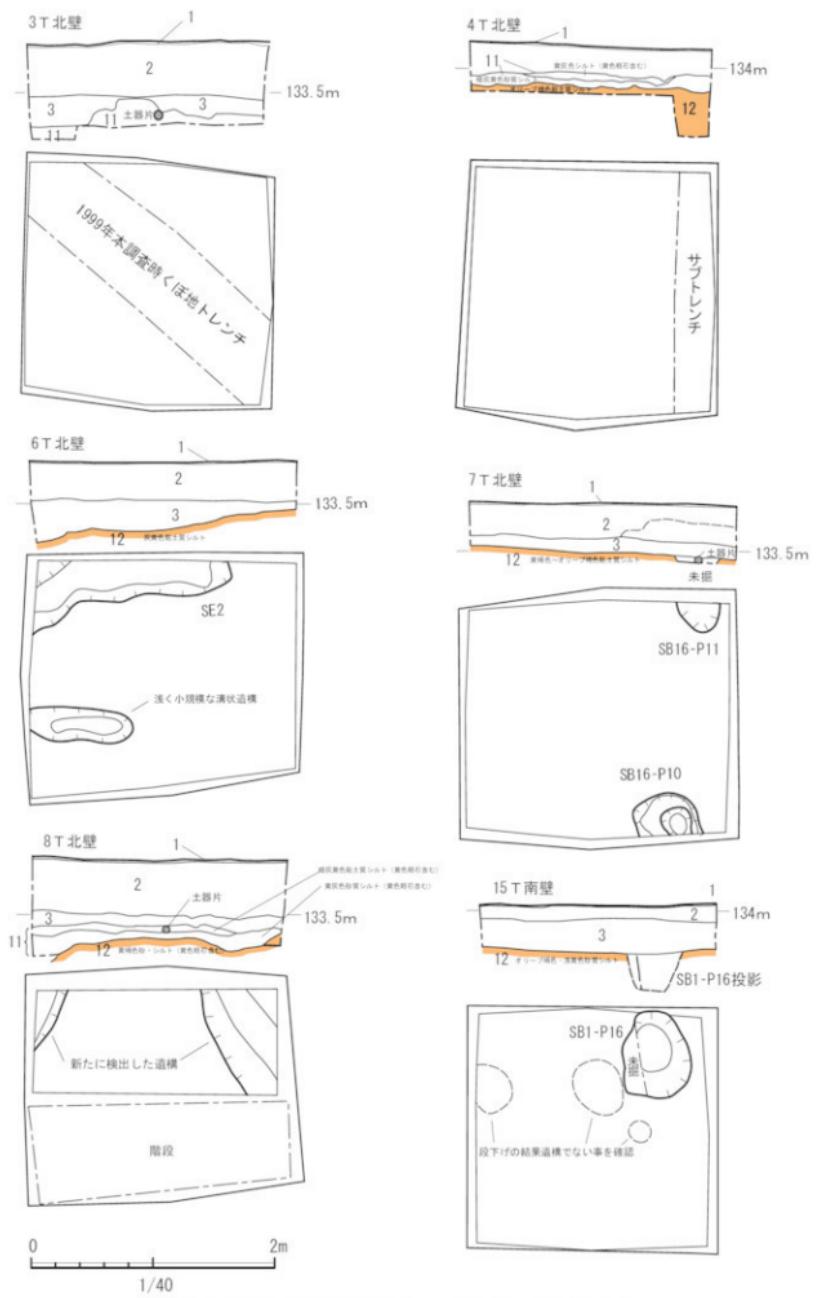
調査の結果、大島畠田遺跡の全体をカバーする基本層序は次のようにまとめることができる。1層：粒径2mm以下の灰色火山灰＝霧島新燃岳平成テフラ（平成23年1月降下）、2層：灰色砂質シルト+黄灰色シルト+黄褐色粘土などの混合した層＝平成11年本発掘調査時堆土の埋め戻し土、3層：シラス＝平成11年本発掘調査後の遺構面保護用シラス、4層：灰色・灰オリーブ色・暗オリーブ色砂質シルト＝現代水田耕作土、5層：灰オリーブ色粘土質シルト+暗オリーブ色シルト+黒灰色粘土質シルト＝昭和耕地整理時盛土、6層：灰色シルト（白色軽石・橙色くさり疊含む）＝旧耕作土、7層：灰色砂質シルト（白色軽石多く含む）、8層：白色軽石＝桜島文明軽石（15世紀後半、西暦1470年代）、9層：灰色系粘土質シルト・シルト、10層：灰白色～オリーブ黒色砂質シルト・砂・疊混じり砂＝平安時代末～中世初頭洪水堆積物、11層：黄灰色・暗灰黄色粘土質シルト、12層：オリーブ褐色粘土質シルト・灰黄色粘土質シルト・黄褐色粘土質シルト・シルト・砂・黄色軽石、13層：砂混じり疊層。

基本層序の8層（桜島文明軽石）は、10・11・13・14Tの南側区域に設定したトレーナーのみに認められる。9層は遺物包含層であり、比較的厚い堆積を示す11・13・14Tのうち、11・13Tでは上下に分層が可能であるが、両方から平安時代の摩滅した土師器小破片が出土し、下層から中世の底部糸切り離しの土師器壺が出土している。平安時代の遺物は北側に想定される高地からの流れ込みによるものと思われる。10層の灰色系層は10・13・14Tといった南側区域のトレーナーにおいて厚く堆積しており、場所によっては斜交葉理が認められ、疊や流木片とみられる木本質の遺体も認められ、洪水堆積物の様相を示している。10Tと14Tから採取された自然木の同定の結果、バラ属・ヤナギ属・マツ属などが含まれていることが明らかとなり、それらを¹⁴C年代測定して得られた数値を曆年較正曲線に投影した結果、11～13世紀を中心とする時期のものであることが明らかとなった。11層は居宅跡の検出された高地の平安時代遺構の検出面の直上に形成されており、平安時代の遺物包含層である。12層は居宅跡を形成する平安時代遺構の検出面となっている。おまかね黄色系の明るい色調を呈するが、場所によって粘土～シルト～砂という具合に粒径の違いがみられ、斜交葉理が認められる。部分的にはあるが、霧島御池軽石の二次堆積物も薄く確認されており、少なくとも平安時代以前の洪水堆積物とみられる。13層は遺跡の西端と東端において、浅いところでは地表下0.5mのレベルで検出されている。こぶしだから人頭大の大きめの砂岩礫を主体としており、河川本流性の洪水堆積物とみられる。両地点では疊層が高まっていたとみられ、後後に上位堆積物が削平されたものと思われる。

上記の土層堆積状況を考慮すると、次のような便宜的なエリア分けが可能である。平安時代の居宅が営まれていた高地（Aエリア）、居宅跡西側と東側の基盤疊層の高まりの（Bエリア）、居宅跡東側のくぼ地（Cエリア）、居宅跡南側の深い谷（Dエリア）。このうち、Bエリアにも本来は包含層や遺構面が存在していたものと思われるが、削平によって失われたものと推定される。Cエリアの平安時代に該当する土層は分解の進んだ泥炭質粘土であり、洪水堆積物などは認められなかった。一方、Dエリアは、中世前期以前の地層に疊混じりの砂・シルトなどの洪水堆積物が確認され、より上位の土層において水田が営まれていたと推定された。平成12年度の範囲確認調査の際に指摘されているように、旧字図をみると、弧状の湾曲した地割が認められ、埋没した旧河道の痕跡を示す地形であることを物語っている。



第5図 平成23年度確認調査トレント断面図



第6図 平成23年度確認調査トレンチ断面図・遺構平面図



1 T 北壁断面



2 T 北壁断面



3 T 本調査時サブトレンチ確認状況



4 T 北・東壁断面



5 T 北壁断面



6 T 本調査時溝状遺構（S E 2）確認状況



7 T 本調査時ピット（S B 16-P10, P11）確認状況



8 T 検出遺構の段下げ状況



9 T 北壁断面



10 T 北壁断面



11 T 北壁断面



12 T 北壁断面



13 T 北壁断面



14 T 北壁断面



15 T 本調査時ピット（S B1-P16）確認状況
段下げる部分は自然の落ち込み



人力による遺構の被覆保存作業（シラスで埋め戻す）

2 平成 24 年度の確認調査

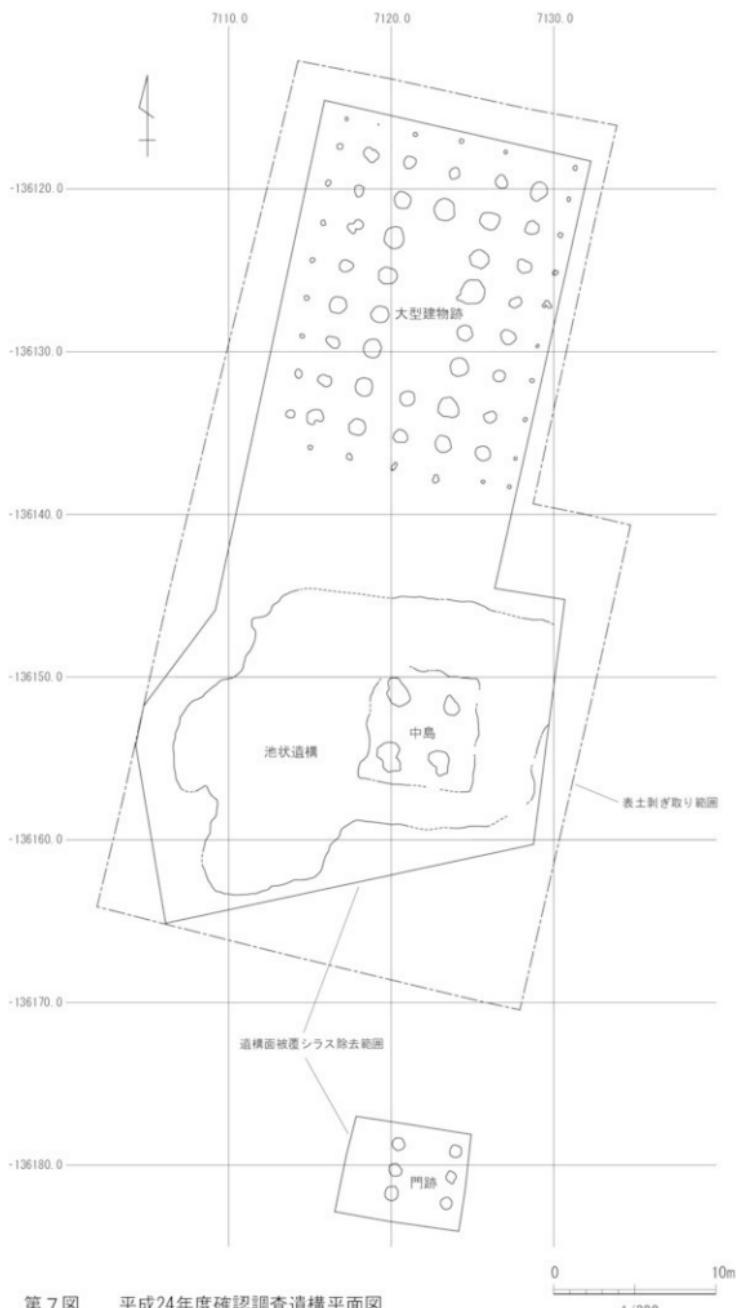
平成 24 年度の確認調査は、平成 24 年 10 月 11 日～11 月 9 日に都城市教育委員会文化財課が実施した。調査の目的は、調査後 10 年以上を経過して、居宅跡の中核をなす大型建物跡と池状遺構等の保存状態に変化が生じていないか確認することと、これらの主要遺構の遺構配置や内容の再確認を行うことが主眼であった。最初に本調査区域の北側の主要遺構の範囲について、表土を重機で剥ぎ取ったのち、本発掘調査後に遺構保存のために遺構面に被覆されていたシラスを人力で掘り下げて、遺構検出面を露出させた。その結果、遺構検出面には厚さ 5～20 cm のシラスが被覆され、その上に調査時の堆土が 20～30 cm の厚さで埋め戻されて、遺構はほぼむね良好に保存されていた。大型建物跡については、本発掘調査時に固化されていなかった孫廬柱穴を確認した。また、池状遺構は西側と南側の遺構内堆積土の断面を観察して池状遺構の埋没過程を再検討し、遺構内堆積環境を推定するための自然科学分析用試料のサンプリングを行った。さらに大型建物跡、池状遺構中島建物跡、門跡の柱穴配置を世界測地系の新座標上に把握しデジタル測量・図化を行った後、遺構面に人力でシラス（層厚約 10～20 cm）を被覆し、さらにその上に表土を返した。

大型建物跡（S B 1）東側の孫廬柱穴の一つ（北から数えて 4 番目）が本発掘調査時に固化されていなかったため、今回あらためて半裁し、P64 の遺構番号を与えて写真撮影と図化を行った。平面プランは不整円形の直径約 25 cm・検出面からの深さ約 27 cm である。全体の建物規模については、身舎が桁行 5 間・梁行 2 間で四面廂とさらに孫廬がつくものである。柱掘方中央で心々距離を測ると、身舎が南北約 11.7 m・東西約 5.5 m、廂が南北約 16.5 m・東西約 10.7 m、孫廬が南北約 20.1 m・東西約 14.3 m となる。身舎の柱間・柱法は、桁行が約 2.5 m、梁行が約 2.7 m である。西側の孫廬の柱穴ラインを除けば、基本的に柱筋の通りがよく極めて規格性のある整った配置が看取される。

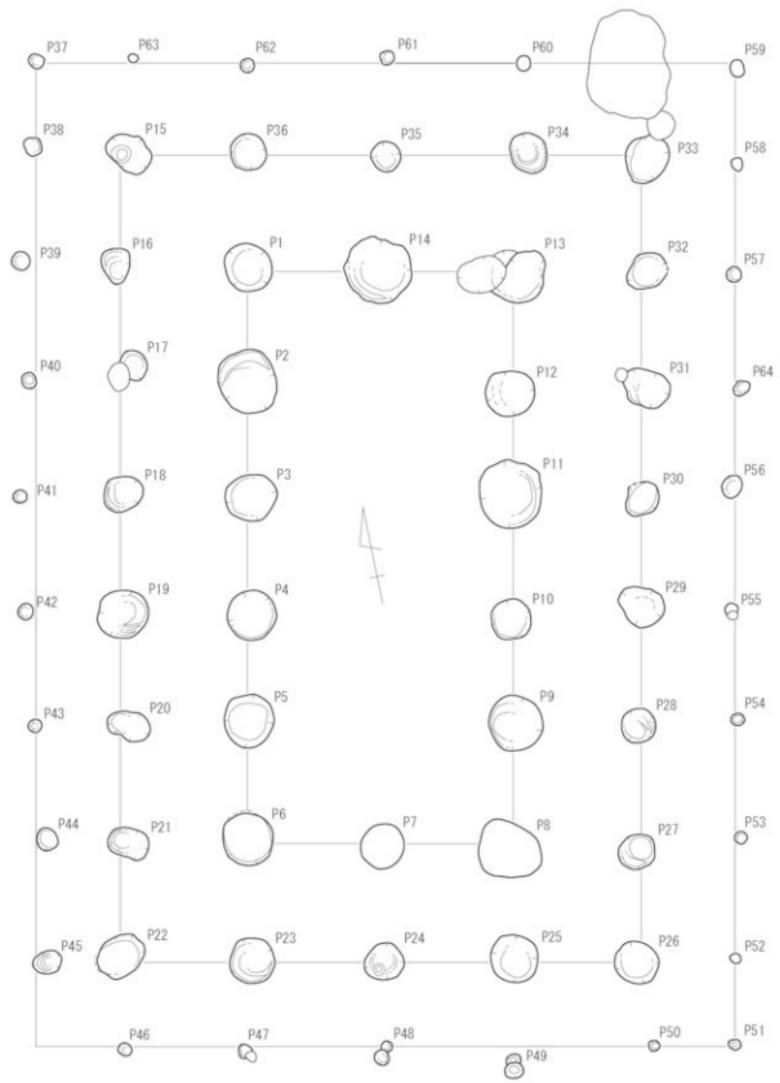
以下に、奈良文化財研究所の箱崎和久遺構研究室長による大型建物跡（S B 1）に関するコメントを付記する。

- ① 大型建物跡は寛殿造の建物が出現する前の時代の例として非常に良く、身舎一廂構造をもつ古代的的な建物と言える。南側の柱穴が大きく深いのは、上部構造や用途に北側と違った可能性もあるが、間仕切りの柱がないので、北と南で空間的に隔てられていた可能性は低い。大型建物が存在した 9 世紀頃は、1 つの建物が 1 つの機能をもつと考えられるので、建物内を分割して機能を分けることはないと想われる。
- ② 大型建物跡の孫廬柱穴は縁束柱穴と解釈したほうがよい。縁束の柱列は、西面に比べて東面が整然としているので、東向きの建物、すなわち正面は東側と考えられる。
- ③ 孫廬柱穴と考えていた柱穴を縁束柱穴と解釈すると、身舎・廂は床張りと考えられるが、身舎内には床束がみられない。したがって、身舎・廂に相当する部分は、地盤を上げていた可能性もあるのではないか。そう考えると、深さの浅い床束の柱穴は削平されてしまったと解釈できると思われる。
- ④ 大型建物南隅の柱穴が見当たらない点と P44 と P45 の柱穴の位置が他より内側に入っている点を考慮すると、この部分に入口などが設けられていた可能性も考えられる。
- ⑤ P11 と P9 が他の柱穴よりも深く二段掘りのようになっている点については、建替えの痕跡とみるができます。当初の柱穴の深さ（二段掘りの浅い方）はほぼ一定になり、建物南側の柱穴が深いという傾向はなくなる。柱の取り替えをおこなうとすれば、柱上部の高さは動かないので、地下部分を深く掘って柱を抜いたり入れたりする必要がある。これらはそういう痕跡とみることができる。
- ⑥ 平面規模から屋根の勾配を考慮すると、茅葺では屋根が非常に大きくなってしまうので、板葺の可能性が考えられる。柱掘方の規模からみて、身舎と廂はほぼ同程度であり、身舎と廂の屋根は一体型と考えられる。

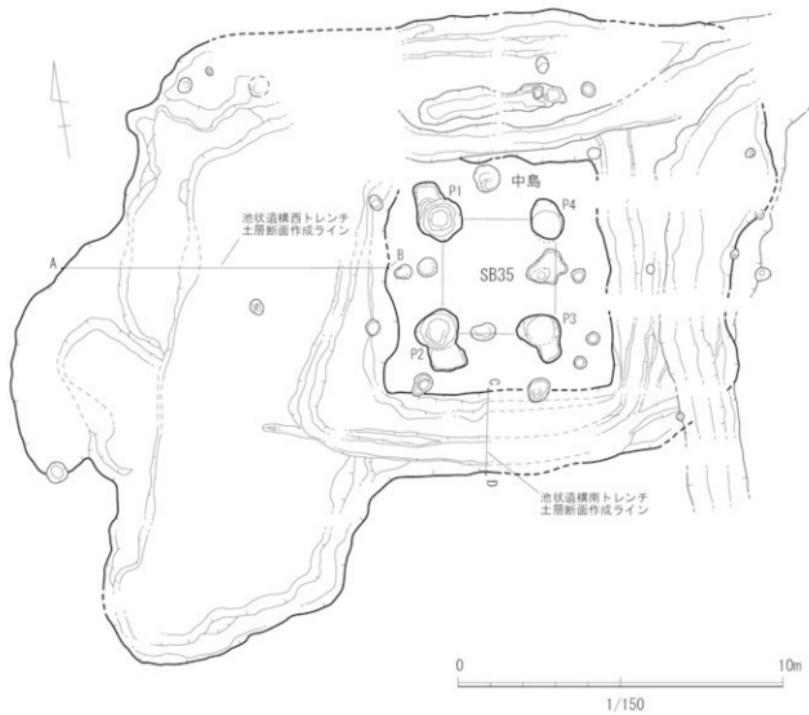
池状遺構の西側に設定したトレチでは、池状遺構の底面から中位にかけて泥状の灰色系粘土層が大まかに 3 枚確認された（断面図注記番号 14・12・11）。下から 2 番目の 12 中には細粒砂のラミナが認められるため、雨水などの流入により堆積したものと推定される。池状遺構の中位レベル以上の堆積物中には、遺構構築基盤堆積物の土塊や礫、土器破片、炭化物などが目立っており、自然に流れ込んで堆積したというよりも人為的な埋め土の可能性がある。池状遺構下位層で中島側に沿うように溝状の掘り込み（00）が確認されているが、断面観察の結果、池状遺構の最終段階に設けられていたとされる本発掘調査時に指摘されていた「コ」字状区画の土層ラインを確認することはできなかった。一方、南側のトレチでは、西側と比較して幅が狭く、掘り直しの痕跡も認められるため、くぼ地状の一定の空間設定を意図している西側とは性格が異なり、中島を区画する溝としての機能があったと推定される。



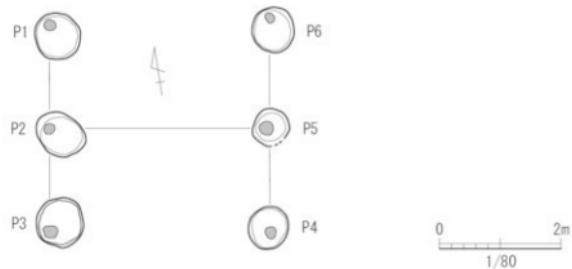
第7図 平成24年度確認調査遺構平面図



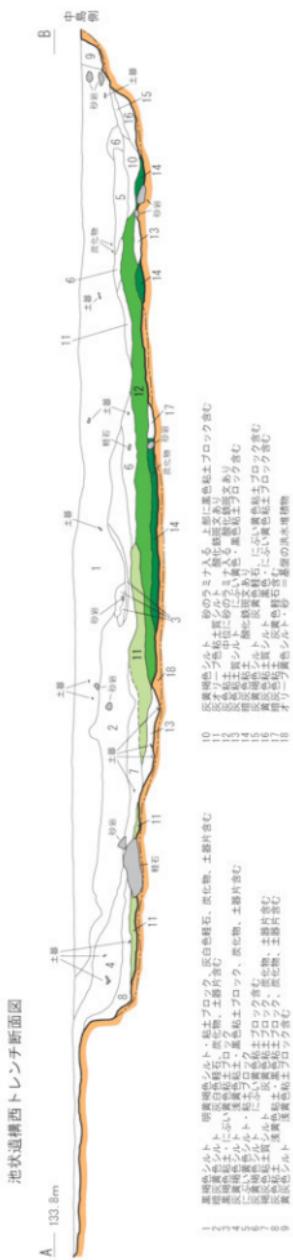
第8図 大型建物跡(SB1)平面図



第9図 池状遺構平面図

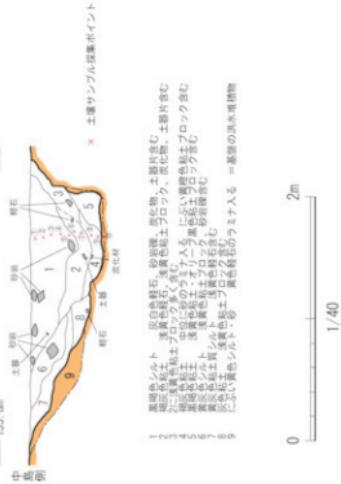


第10図 門跡平面図



池状遺構南トレンチ断面図

18 -



第11図 池状構造土層断面図

大型建物跡(SB1)P
第12図

第11回



大島畠田遺跡遠景（北西上空から）



平安時代居宅跡主要遺構群の再確認状況（北側上空から）



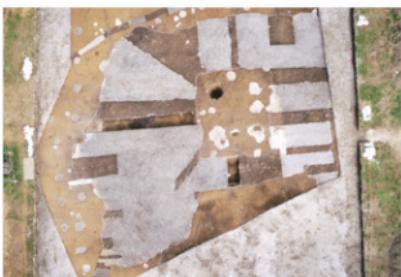
重機による表土剥ぎ



遺構再検出状況



大型建物跡再確認状況



池状遺構再確認状況



大型建物跡 P 6.4 半裁状況



池状遺構西トレーンチ土層断面



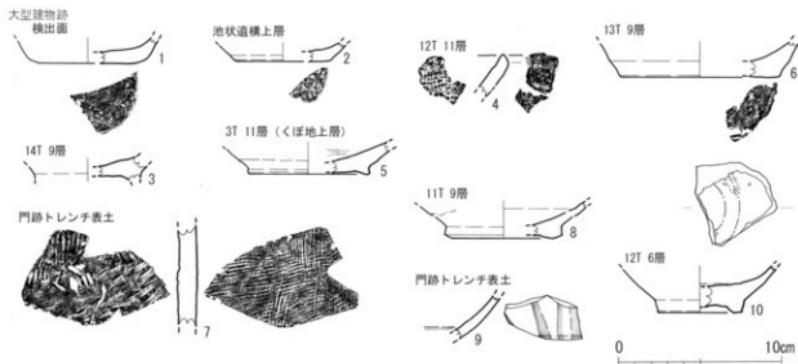
池状遺構南トレーンチ土層断面



シラスによる遺構面被覆・保存状況

3 確認調査の出土遺物

第13図には、平成23年度と平成24年度の確認調査で出土した遺物の中で図化可能なものを図示した。平成23年度の確認調査では、史跡全城をカバーする基本層序各層の年代決定上有効な出土遺物が得られている。また、平成24年度の確認調査では、大型建物跡の検出面、池状遺構の上層、そして、門跡を確認したトレンチの表土から遺物が出土した。1・2は土師器環の底部である。いずれも底部の切り離しはヘラ切り離しである。3は高台付碗の底部であり、4は内面に布痕が認められるいわゆる焼塙壺であり、12Tにおいて平安時代居宅跡の基盤層である洪水堆積物の上部に形成された黒色系の粘土層から出土した。本発掘調査区域では、後世の耕作や削平により明確な平安時代の包含層が確認できなかったようであるが、当該層が居宅跡の微高地に形成されていたはずの包含層の可能性が高い。5は低い高台をもつミガキ瓶であり、居宅跡東側のくぼ地に設定した3Tのくぼ地堆積物上層から出土した。6は土師器環の底部であり、底部の切り離しは糸切り離しである。13Tにおいて桜島文明輕石の下層から出土した。7は須恵器壺の胴部。8は大宰府分類の白磁碗IV類の底部であり、9は同じく龍泉窯系青磁碗II類の胴部である。10は近世の薩摩焼加治木・姶良系陶器碗の底部であり、桜島文明輕石上位に形成された近世の耕作土の中から出土した。



第13図 確認調査出土遺物実測図

第5章 自然科学分析

平成23年度の確認調査の際に南側の深い谷に設置したトレンチのうち、10Tと14Tの最下部で確認された洪水堆積物から出土した自然木の樹種同定と¹⁴C年代測定を実施した。これらの試料の年代測定の結果から、この埋没旧河道とみられる深い谷は、少なくとも平安時代末から中世初頭まで、洪水の影響を受け続けていたことが推定され、範囲確認調査の際に指摘されていたこの深い谷における水田稲作は、当該地が洪水堆積物で埋積された後の中世前期以降であったと推察される。いずれの年代値も15世紀後半（西暦1470年代）と推定される桜島文明輕石よりも下位からの出土であるという層位的出土状況と整合的であるが、試料4のアカガシ亜属のみについては、他の試料のデータよりも極端に新しいため、上層からの混入とみられる。

表1 大島畠田遺跡における樹種同定結果

試料	地点・層位		結果(学名/和名)
試料1	10T北壁、10層	Rosa	バラ属
試料2	10T北壁、10層	Salix	ヤナギ属
試料3	14T北壁、10層	Pinus subgen. Diploxylon	マツ属複管束亞属
試料4	14T北壁、10層	Quercus subgen. Cyclobalanopsis	コナラ属アカガシ亜属

表2 放射性炭素年代測定結果

試料No.	測定番号 PED-	$\delta^{13}\text{C}$ (‰)	曆年較正用 年代(年BP)	^{14}C 年代 (年BP)	曆年代(較正年代)	
					1 σ (68.2%確率)	2 σ (95.4%確率)
1	20059	-28.55±0.15	933±19	935±20	AD1030-1060(10.9%) AD1070-1160(57.3%)	AD1030-1160(95.4%)
2	20060	-30.2±0.11	951±19	950±20	AD1020-1050(19.1%) AD1080-1150(49.1%)	AD1020-1160(95.4%)
3	20061	-26.72±0.12	829±19	830±20	AD1190-1200(5.7%) AD1205-1255(62.3%)	AD1170-1260(95.4%)
4	20062	-28.42±0.11	562±19	560±20	AD1325-1345(29.6%) AD1390-1415(38.6%)	AD1310-1360(47.3%) AD1380-1420(47.9%)

平成24年度の池状遺構の南トレントの土層断面から採取した土壌(第11図下のサンプリングポイント)について、珪藻分析・花粉分析・植物珪酸体分析を実施した結果、池状遺構の埋土底部(4層)の堆積当時は、まだ水草やヨシ属が生育するような止水域で池沼状の状況であったと考えられ、周辺には陸生珪藻が生息するような湿潤な陸域が分布していたと推定される。なお、陸生珪藻については、遺構内が乾燥を繰り返した際に一時的に生息していた可能性も想定される。また、遺構周辺の比較的乾燥したところにはメダケ属(メダケ節やネザサ節)などの竹節類をはじめ、スキ属やチガヤ属、キビ族などの草本類が生育していたと考えられ、遺跡周辺にはクスノキ科やイヌノキ属などの樹木(照葉樹)が生育していたと推定される。なお、花粉がほとんど検出されないことから、乾燥もしくは乾湿を繰り返す堆積環境下で花粉などの有機質遺体が分解された可能性が考えられる。植物珪酸体分析では、埋土のすべての試料からイネが検出された。このことから、当時は周辺で稲作が行われており、そこから何らかの形で遺構内にイネの植物珪酸体が混入したと考えられるが、ここで検出されたイネについては遺構周辺で利用された収穫品(俵、籠、ムシロ、草履など)や屋根材などに由来する可能性も指摘されている。

【参考文献】

- 桑原光博編 1993 『並木道遺跡』都城市文化財調査報告書第24集 都城市教育委員会
- 桑原光博 2009 「島津莊は無主の荒野に成立したのか」『南九州文化』第109号 南九州文化研究会
- 坂井秀介 2012 「全国の古代遺跡からみた大島畠田遺跡」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る—島津莊成立以前の都城盆地の動向—』都城市教育委員会
- 谷口武範編 2000 『大島畠田遺跡』—農用地整備事業「都城区域」区画整理に伴う発掘調査概要報告書— 宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第28集 宮崎県埋蔵文化財センター
- 谷口武範 2001 「宮崎県大島畠田遺跡の調査」『日本歴史』第632号 吉川弘文館
- 谷口武範 2012 「大島畠田遺跡調査概要」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る—島津莊成立以前の都城盆地の動向—』都城市教育委員会
- 谷口武範・福田泰典 2008 『国指定史跡大島畠田遺跡』宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第178集 宮崎県埋蔵文化財センター
- 木山修一 2006 「平安時代中・後期の薩摩國・大隅國と南島」『先史・古代の鹿児島 通史編』鹿児島県教育委員会
- 木山修一 2012 「奈良・平安時代の南九州へ大島畠田遺跡理解の前提として」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る—島津莊成立以前の都城盆地の動向—』都城市教育委員会
- 宮崎県農政水産部農業振興課 1981 『都城・北諸県地域土地分類基本調査 都城』宮崎県
- 矢部喜多夫 1991 「宮ノ下遺跡」『平成2年度都城発掘調査概報』都城市文化財調査報告書第13集 都城市教育委員会
- 山下大輔 2012 「都城盆地内の奈良・平安時代の遺跡概観」『国指定10周年記念シンポジウム大島畠田遺跡の時代を語る—島津莊成立以前の都城盆地の動向—』都城市教育委員会
- 米澤英昭 2000 『大島畠田遺跡』都城市文化財調査報告書第52集 都城市教育委員会



居宅形成段階の遺構群

報告書抄録

都城市文化財調査報告書第109集

国指定史跡 大島畠田遺跡

一平成23・24年度確認調査報告書一

2013年3月25日

編集

宮崎県都城市教育委員会

発行

〒885-0034 宮崎県都城市菖蒲原町19-1

都城市役所菖蒲原町別館

TEL (0986) 23-9547 FAX (0986) 23-9549

印刷

株式会社 都城印刷

〒885-0055 宮崎県都城市早鈴町1618番地

TEL (0986) 22-4392 FAX (0986) 22-4891

